

# 兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について .....	1

## 監査委員公告

### 包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成30年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が平成31年3月15日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

兵庫県監査委員

門 隆 志  
藤 川 泰 延  
平 野 正 幸  
原 テツアキ

## 平成30年 3月30日付け包括外部監査報告に係る措置

## 流域下水道事業に関する財務事務について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>1 地方公営企業法の適用を見据えた対応は、適切に行われているか</p> <p>(1) 地方公営企業法の適用を見据えた対応について</p> <p>平成30年度から、県流域下水道事業の経営や資産状況等の明確化を推進するため、地方公営企業法の財務規程を適用する。適用にあたっては、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を適正に作成するために最も重要な準備作業となる固定資産台帳の適正な整備をはじめとして、入札・契約手続き、包括的民間委託導入後の効率的な経営、各市町負担金の算定方法・算定基準などが重要である。(指摘事項)</p>	<p>固定資産の実査にあたっては、設備台帳や工事台帳の記録をもとに、網羅的に行い、実態に即した固定資産台帳を整備していく。また、費用削減の観点から、処理場における焼却炉の運転方法の見直しや、入札において幅広く業者が応札できるようなスキームの検討を行っていく。</p>
<p>2 固定資産の取得、維持管理及び利用状況は適切であるか</p> <p>(1) 固定資産台帳に記載されているが、現物の確認ができない資産について</p> <p>固定資産管理規程を整備し、網羅的かつ定期的な実査を実施できる状況を確認しなければならない。(指摘事項)</p>	<p>固定資産に係る管理規程を作成し、その中で固定資産の増減の登録・報告を義務付けるとともに、業務検査において増減の登録に係る実査を行うようにしていく。</p>
<p>(2) 現物はあるが、固定資産台帳に記載されていない資産について</p> <p>資産の状況が適時かつ適切に、固定資産台帳に反映されるよう、意識付けが必要である。(指摘事項)</p>	<p>既に固定資産台帳への計上が漏れている資産については、適切に計上した。</p> <p>今後については、現在の運転管理委託業務の契約完了時に、委託業者からまち技センターを通じて固定資産の譲渡手続を行い、台帳に登録していく。</p>
<p>(3) 資産管理シールの添付について</p> <p>固定資産の実査を効率的に行うために、網羅的に資産管理シールを貼付する必要がある。(指摘事項)</p>	<p>シールでは剥がれたり破れたりすることから、シール貼付に代えて、全機器に貼付されている機器製造番号銘板を活用し、固定資産台帳に保有資産の製造番号や設置場所を記載することで、固定資産台帳との整合を図っている。</p>
<p>(4) 資産管理台帳間の連携について</p> <p>設備台帳と固定資産台帳で登録する管理番号を共通化すべきである。(指摘事項)</p>	<p>実査により、固定資産を特定させるとともに、固定資産台帳の枝番に、設備台帳番号を用いて、紐付けが特定できるような管理番号を付けた。</p>

<p>(5) 長寿命化システムと固定資産台帳の連携について 将来的に、長寿命化システムを更新する際に、固定資産台帳の作成の効率化及び各台帳間の整合性確保のために、固定資産台帳を長寿命化システムに含めることを検討すべきである。(意見)</p>	<p>兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システムは様々な機能を搭載しており、他部署でも使用していることから、システム改修の際には、関係部署も含めて議論する必要がある。 システム更新時に、議論の場が設けられることから、その際に、固定資産台帳を長寿命化システムに含めることを検討する。</p>
<p>(6) 固定資産廃棄時の報告体制について 資産廃棄時の報告体制を整備し、各流域下水処理場及び各流域下水汚泥処理場において運用を開始すべきである。(指摘事項)</p>	<p>固定資産に係る管理規程を作成し、その中で、固定資産廃棄時には処理場等が所定の報告書を県に提出をするよう定める。 また、提出された報告書をもとに、県側で固定資産台帳を整理し、固定資産台帳と実態に乖離が生じないように努めていく。</p>
<p>(7) 公営企業会計導入後の遊休資産の減損について 兵庫県は特定した遊休状態について、適切な帳簿価額まで減額処理する必要がある。(意見)</p>	<p>指摘のあった遊休資産について、適切な帳簿価額まで減額処理を行った。今後は、資産が特定した遊休状態となる都度、減額処理を行っていく。</p>
<p>(8) 遊休資産の網羅的な把握方法について 公営企業会計導入後は、減損会計が適用されるため、遊休資産の網羅的な把握が重要となる。処理場単位で兵庫県への報告体制を整備した上で、実態調査を行う必要がある。(指摘事項)</p>	<p>固定資産に係る管理規程を作成し、その中で、資産が特定した遊休状態となった際には、処理場等が所定の報告書を県に提出するよう定める。 また、早急に遊休資産の実態調査を実施し、遊休資産の網羅的な把握に努め、的確に台帳に反映させていく。</p>
<p>(9) 遊休資産となった経緯及び今後の処置について 法定耐用年数を経過しないまま、帳簿価額を多額に残している遊休資産が多く含まれており、今後はより慎重な投資意思決定を行う必要がある。(意見)</p>	<p>固定資産の現状及び遊休資産の経緯を把握すること等で、今後の投資計画を検討するために必要な情報を収集し、また、定期的に投資計画を見直すことで、無駄のない投資決定を行っていく。</p>
<p>(10) 固定資産台帳の空白項目について 公営企業会計適用までに、試運転費用は取得にかかる付随費用として取得原価に計上し、撤去費用は費用処理するなど、各項目の性質を整理して固定資産台帳上から「空白」項目が残らないようにすべきである。(指摘事項)</p>	<p>空白項目について、取得原価への計上や台帳から除外するなど、空白が残らないように処理した。</p>
<p>(11) 固定資産台帳項目の「取得年月日」について</p>	

<p>「取得年月日」には、固定資産の管理上、実際の取得日を入力すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度以降に取得した固定資産を固定資産台帳に登録する際は、実際の取得年月日を記載していく。</p>
<p>(12) 固定資産台帳項目の「供用開始年月日」について 「供用開始年月日」には、資産の稼働を開始した年月日を入力すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度以降に取得した固定資産を固定資産台帳に登録する際は、実際の稼働年月日を記載していく。</p>
<p>(13) 長期前受金の戻入れ処理について 本来含めるべきでない県起債及び市町起債に相当する金額が含まれていた。(指摘事項)</p>	<p>平成29年度決算より、長期前受金戻入には、建設当初の国庫補助金及び県市町負担金を記載し、起債額は含めないようにした。</p>
<p>(14) 委託料で購入した物品の取扱いについて ① 備品の所有権と会計処理について 委託料で購入した物品について、一定金額（一件あたり購入額10万円）以上のものは、委託期間満了によりまち技センターから返還後、固定資産計上の対象とすべきである。(意見)</p>	<p>委託料で購入した物品について、既に固定資産台帳への計上が漏れている物品は、適切に固定資産として計上した。 今後については、委託期間満了による、まち技センターからの物品の返還後、固定資産として計上していく。</p>
<p>② 備品の棚卸について 備品の管理において、現物管理に係る規程を整備した上で、少なくとも年次では棚卸手続を実施する必要がある。(意見)</p>	<p>備品について、現物管理に係る規程を整備し、平成29年度から棚卸を実施している。</p>
<p>③ 薬品類の現物管理について 使用期限切れの試薬については、規程に則り適切に廃棄処理する必要があるため、試薬類台帳を改定して、使用期限を台帳に明記して管理を行う必要がある。(意見)</p>	<p>平成29年度に試薬類台帳を改定し、使用期限がある試薬については、使用期限を明記するとともに、使用期限が切れた試薬については、適切に廃棄している。</p>
<p>④ 水質消耗品の現物管理について 水質消耗品についても試薬と同様、棚卸手続を定めた上で、担当者、責任者を明確にして棚卸を実施する必要がある。(意見)</p>	<p>平成29年度に、まち技センターにおいて、水質消耗品の管理についても規程を整備し、担当者・責任者を明確にして、年一回棚卸を実施している。</p>
<p>⑤ 物品購入管理について 現状、物品購入に関する統一の規程がないため、各浄化センターでの管理水準を適正水準に保つために、購買管理に関する統一の規程を制定することが必要である。(意見)</p>	<p>物品購入についての統一のマニュアルを制定し、各浄化センターに周知を図った。</p>

<p>(15) 未利用地及び遊休地の利活用について 未利用地及び遊休地の利活用を検討すべきである。また、遊休地にある使用見込みのない建物や設備について対処が必要である。(意見)</p>	<p>未利用地は、今後の施設更新のための代替用地であるため、今後の更新計画を勘案しつつ、臨時的活用が図れるかを検討する。また、遊休地は、交付金を活用し、設備等の撤去を施設更新に合わせて実施する必要があることから、その利活用について適切な時期に行うことを検討する。</p>
<p>(16) 計画的な老朽化対策の推進について ① ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画の進捗について 新たなひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画に関しては、効率性や長寿命化対策の効果を十分に織込んだ上で、必要不可欠な投資については今後とも粘り強く国に要望を行い、流域下水道事業を持続可能としていく必要がある。(意見)</p>	<p>計画を着実に推進させるために必要な予算について、引き続き、国関係機関等への積極的な要望活動を行い、その確保に努める。</p>
<p>② 各土木事務所への適切な予算配分 限られた予算のなかでさらに効率的に事業を執行し、ライフサイクルコストの最小化を図るため、県下水道課が土木事務所と十分に合意形成を図ることにより、一体となって投資計画を策定し、県下水道課はそれに基づき各土木事務所に適切な予算を配分する必要がある。(意見)</p>	<p>本庁と事務所が一体となり、効率的・効果的な予算執行に努めているが、事務所と共同して年度毎の投資計画を適宜見直すなど、さらに効率的・効果的な予算執行を行っていく。</p>
<p>3 委託業務の業者選定において、入札・契約手続きは適切に行われているか (1) 兵庫県流域下水道事業公営企業会計システムプロポーザルについて 新たなシステムを導入する際に、価格は重要な要素であるものの、適切な品質のシステムの導入のためにも価格点の配分を抑えるなど、バランスを考慮した工夫の検討が必要である。(意見)</p>	<p>プロポーザルは、価格だけでなく、内容、アイデア等も主要な判断要因とする業者選定方法である。今後実施するプロポーザルにおいては、重要視する要素を考慮した上で、適切な配点バランスを検討し、実施していく。</p>
<p>(2) 兵庫県の工事契約に係る入札について 入札参加者がより多数となり、落札率が低減するような工夫の検討が必要である。(意見)</p>	<p>流域下水道の工事請負契約については、機械設備の更新工事が多いことから、落札率が高くなる傾向にある。 今後は、入札要件の見直し等、入札参加者の増加を図るための方法を検討していく。</p>
<p>(3) 随意契約締結前の審査について まち技センターの流域下水道事業については兵庫県からの業務委託であり、流域下水道事業</p>	<p>予定価格が1,000万円未満の随意契約について、部会ではない随意契約審査委員会で審査するよう、平</p>

<p>についてだけでも予定価格が1,000万円未満の随意契約について部会でない随意契約審査委員会で審査することが望ましい。(意見)</p>	<p>成30年度当初に、まち技センター随意契約審査委員会要領を改正した。</p>
<p>後日契約の妥当性を検証する際の利便性等を考え、随意契約伺いに契約予定金額を記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>予定価格の漏洩を防ぐため、随意契約審査会開催時には契約予定金額を記載せず、平成30年1月から契約締結伺いを起案する際に契約予定額を記載している。</p>
<p>(4) 運転管理業務等包括委託等の一般競争入札について 入札参加者がより多数となるような工夫の検討が必要である。(意見)</p>	<p>運転管理業務等包括委託の一般競争入札において、入札参加が増えるよう、平成30年度から施工実績要件を廃止し、入札参加申込者資格要件を緩和している。</p>
<p>(5) 加古川上流浄化センター上部利用施設運営管理業務実績報告書の記載について 実績報告書と請求書との乖離額について、精算の要否が確認できるような形式とすることが望ましい。(意見)</p>	<p>平成29年度末実績報告から、実績報告書の「精算」の欄に「協議のうえ、実績での精算は不要」と記載している。</p>
<p>(6) 包括委託運転管理業務の妥当性について 運転管理業務の受託者が手書きで記録した水質分析結果表に実施者の名前を記載し、まち技センターにおいて、その水質分析結果表を確認する必要がある。(意見)</p>	<p>平成29年度から、運転管理業務の受託者が手書きで記録した水質分析結果表に実施者の名前を記載し、まち技センターにおいて、その水質分析結果表を確認している。</p>
<p>4 包括的民間委託導入後、各流域下水道事業において効率的な経営が行われているか (1) 包括的民間委託における委託費の増加について 入札者が複数入るような工夫をすること等により、委託費を引き下げる努力をする必要がある。(意見)</p>	<p>包括的民間委託の一般競争入札において、入札者が増えるよう、平成30年度から施工実績要件を廃止し、入札参加申込者資格要件を緩和している。</p>
<p>(2) まち技センターの技術の継承について 研修や人事ローテーション等により、技術の継承が適切に行われる体制整備が急務と考えられる。(意見)</p>	<p>研修の実施や業務体験発表会を通じた技術の情報共有等を行うこと、さらに、多彩な経験を積むことを考慮した人員配置に努めていく。</p>
<p>(3) まち技センターにおける担当の長期化によるリスクについて 人事ローテーションに関するルールを定めて運用することが望ましい。(意見)</p>	<p>人事異動については、職種や通勤状況などを踏まえつつ、限られた人員を効率的に配置する必要があること等から、明確にルール化することは困難であ</p>

	るが、センター内で、担当が長期化しないことを考慮した人員配置に努めていく。
<p>5 流域下水道事業における各市町の負担金の算定方法及び算定基準は適切であるか</p> <p>(1) 各市町の負担金単価の増加について 兵庫県は市町域を超えた処理区の統廃合の推進役を果たすことが望まれる。(意見)</p>	<p>持続可能な生活排水処理施設の構築に向け、平成29年8月設立の兵庫県生活排水効率化推進会議(検討部会含む。)において、市町域を超えた統廃合や、流域下水道への編入などの検討を進めており、今後も広域化・共同化の推進役を果たしていく。</p>
<p>(2) 不明水に対する兵庫県の対応について 兵庫県は兵庫県下全体としての不明水削減に向けて、より関与する姿勢を打ち出し、また、不明水対策を積極的に実施している市町とそうでない市町との不公平感を是正する必要がある。(意見)</p>	<p>すべての流域で県が主体となって不明水対策計画を作成した。その中で県・市町の役割分担、実施内容、スケジュールを記載している。この計画を基に定期的に進捗状況を確認し、計画的に不明水対策を進めている。</p> <p>不公平感の是正については、市町に責務を果たすよう県も助言していく。</p>
<p>6 平成17年度包括外部監査「兵庫県の下水道事業に関する財務事務の執行並びに出資団体である財団法人兵庫県下水道公社の事務の執行及び経営の管理について」の措置状況について</p> <p>(1) 平成17年度包括外部監査結果報告における措置状況のフォロー</p> <p>① 兵庫県の下水道事業に関する財務事務の執行に関する指摘及び意見</p> <p>(7) 兵庫西の汚泥処理コスト節減方策の検討について 今後も継続して民間の創意工夫を積極的に導入し、さらなるコスト削減に努める必要がある。(意見)</p>	<p>今後も継続して民間の創意工夫による技術提案を促していく。また、運転管理体制について、老朽化が著しく修繕費がかさむ3号炉を廃止し、平成31年度から4・5号炉の2炉体制により経費削減に努める。</p>
<p>(4) 高額選定案件の業者選定状況について 入札者が1者の場合は競争原理が働きにくいため、引き続き入札参加機会の増加を図る努力をすることが望ましい。(意見)</p>	<p>流域下水道の工事請負契約については、機械設備の更新工事が多いことから、落札率が高くなる傾向にある。</p> <p>今後は、入札要件の見直し等、入札参加者の増加を図るための方法を検討していく。</p>
<p>(9) 各種文書(起工伺等)の記載について 日付の記載が省略されている場合、それが同一日付であるため決定日の記載が省略されているのか、それとも起案日と決定</p>	<p>決定日を記載していくことを徹底するとともに、県民局(県民センター)財務担当に負担行為処理を依頼する際に、記載の有無を再度チェックしていく。</p>

<p>日が異なるにもかかわらず決定日の記載が漏れているのか外見上判別できない。決定日については漏れなく記載するように統一することが望ましい。(意見)</p>	
<p>(i) 猪名川流域下水道事業に係る委託料について 当初の設計及び委託契約額の妥当性が兵庫県と大阪府双方で確認した証跡を残すためにも、変更が生じた場合の協議書のみではなく、当初の設計書においても双方が確認したことを示す署名若しくは押印を行うことが望ましい。(意見)</p>	<p>当初の設計書において、兵庫県と大阪府の双方で、日付の記入及び確認印の押印をすることとした。</p>
<p>② 出資団体であるまち技センター（旧財団法人兵庫県下水道公社）の事務の執行及び経営の管理に関する指摘及び意見 (7) 経営計画の策定について まち技センターにおいても具体的なコスト削減の数値目標など、将来の経営目標を明示すると共に、継続的に、その達成状況を実績値でフォローできるような管理体制を確立する必要がある。 適時に有効な経営管理を行う観点からは、年度ごとに達成状況のフォローアップを行うことが望ましい。(意見)</p>	<p>平成30年度策定の「兵庫県流域下水道経営戦略」を踏まえながら、経営計画の策定について検討していく。</p>
<p>(4) 規程等の整備について 会計規程等の更新もしくは実情の修正が必要な部分がある。また、会計規程と会計規程実施細則について規程間の整合性を確保することが必要である。 文書保管責任を明確にする観点から、明文化した規程・文書等を残すことが望ましい。(意見)</p>	<p>まち技センター会計規程第48条と整合するように、会計実施細則第20条を改正した。 業務完了届の原本を各事務所で保管することを明文化した文書を作成し、各事務所に通知し周知を図った。</p>
<p>(6) 月次資金計画の作成について 流域下水道事業についてはまち技センターの特定の事業に過ぎず、あくまでも月次の資金計画の一部を構成するのみであり、会計規程に準拠した月次資金計画を作成すべきである。(意見)</p>	<p>まち技センター会計規程第29条に基づき、平成30年度から流域下水道事業だけでなく、まち技センター全体の月次資金計画を策定し、理事長の承認を得ている。</p>
<p>(i) 下水道建設技術支援受託事業収入について 工事契約については、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準</p>	<p>下水道建設技術支援受託事業収入において、平成29年度から、前払金を徴収している業務については、工事完成時に収益計上している。</p>



<p>を適用することが可能であるが、その要件を満たさない場合には、工事完成時に収益計上するよう徹底すべきである。(指摘事項)</p>	
<p>(f) 未成工事支出金について 未成工事支出金の計上については、繰入額として収益側に計上するのではなく、給与手当等の各事業費から控除すべきである。(指摘事項)</p>	<p>平成29年度決算から、未成工事支出金については、給与手当等の各事業費から控除する会計処理を行っている。</p>
<p>(g) 超過勤務手当について 超勤命令簿に記載する従事事務の内容については「下水道事業用務」ではなく具体的に記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>一部の事務所において、具体的に記載していないので改めた。</p>